

制度概要

長崎県再生支援資金保証（略称：県再生支援）		
目 的	<p>厳しい経営状況にあるが、計画を策定し事業の再生に真面目に努力している県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援することを目的とする。【全国統一保証制度である事業再生計画実施関連保証制度に準じた保証制度】</p>	
保証の対象 (資格要件)	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者。</p> <p>(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (2) 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 (3) 特定認証紛争解決手続(法第2条第21項に規定)に従って作成された事業再生計画 (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 (5) 株式会社地域経済活性化支援機構(株式会社地域経済活性化支援機構法(平成21年法律第63号)に基づき設置)が再生支援決定を行った事業再生計画 (6) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 (7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成11年法律第158号)に基づく調停における調書(同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの (8) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 (10) 経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 (11) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>	
対 象 資 金	事業資金とする。ただし、事業再生の計画の実施に必要な資金に限る。	
保証条件	貸付限度額	5,000万円以内 県再生支援(感染)と合算して5,000万円以内。また、改善サポ、改善サポ感染、県再生支援(感染)と合算して2億8,000万円以内。
	保証期間	一括返済の場合1年以内 分割返済の場合15年以内(うち据置1年以内)
	返済方法	一括返済又は分割返済
	貸付形式	原則として、 <u>手形貸付又は証書貸付</u>
	担 保	必要に応じて徴求する
	保 証 人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要
	貸付利率	年1.80%以内
保証料率	基準料率	責任共有制度の対象の場合 <u>0.8%</u> 責任共有制度の対象除外の場合 <u>1.0%</u>
	適用料率	①申込人が会計参与設置会社である場合は、会計割引(0.10%)を適用する。 ②事業者選択型制度により経営者保証を提供しない場合は所定の保証料を上乗せする。
	保証料補助	県が年0.40%の補助を行う。
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象 ただし、100%保証の既往借入金の本制度で借り換える場合は対象除外(100%保証)とする。なお、特別小口保険を利用する場合は、責任共有制度の対象除外。	
取 扱 金 融 機 関	十八親和銀行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、長崎三菱信用組合、西海みずき信用組合、福江信用組合、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫、長崎県医師信用組合	
申 込 時 類 添 付 書 類	<p>①保証の対象内に規定する計画(注) ②県税の納税証明書(未納がない旨のもの) ③その他保証協会が必要とする書類 注:計画には以下の内容を含むものとする。 ・申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策 ・計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画</p>	
金 融 機 関 の 責 任	<p>(1) 金融機関は中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。 (2) 事業再生の計画が2.に定める機関、機構又は会議(以下「機関等」という。)の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。 (3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。 (4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、(事業再生の計画が2.に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、)必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>	
実 施 日	平成19年4月1日 創設 <u>令和 6年 4月 1日 最終改正</u>	